TB コーポレートサービス株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　２０２４年　４月　１日　～　２０２７年　３月　３１日
（令和６年 ４月 １日　～　令和９年 ３月 31 日）

２．当社の課題
（１）女性の役職者が少ない。
（２）男性の育児休業取得者が少ない。

3．目標と取組内容・実施時期

目標１（女性労働者に対する職業生活に関する機会提供の目標）

役職者に占める女性割合を 2027年 ３月末までに 18 人/34 人以上とする。 （目標値は全社員男女比率で設定）

＜実施時期・取組内容＞
- 2024年　4月～　管理職（課長以上職）を対象に、人事制度・評価基準に対する認識を揃えるため、人事制度・評価に関する管理職研修を実施する。
- 2025 年１０月～　一般職（上級）の女性部下を持つ所属長は、当該社員の個別育成計画を策定し、当該社員及び総務室と共有する。
- 2026 年　４月～　所属長・当該社員および総務室で個別育成計画の推進状況を確認する。
- 2027年　3月～　係長職へ任命した役職者研修を実施する。

目標２（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備の目標）

男性社員の育児休業取得率を 50%超とする。

＜実施時期・取組内容＞
- ２０２４年　4月～　男性社員の育児休業取得に関する情報を記載した「育児と仕事の両立支援サポートブック」を社内へ周知する。
- ２０２４ 年 １０ 月～ 配偶者が出産した男性社員を対象として、総務室・直属上司から育児休業の取得を勧めるとともに、所属長主導で室全体の業務配分について見直しを実施する